

## ◎被災地域販路開拓支援事業

### (小規模事業者持続化補助金)

今般の平成28年熊本地震の影響で、顧客や販路の喪失という状況に直面した九州地方の小規模事業者（注1、注2）が、商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用（注3）の2/3を補助します。補助上限額：200万円または100万円（注4、注5）。

（注1）本補助金の対象者は、九州経済産業局管内（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）に所在する、熊本地震の影響を受けた小規模事業者です。

- ・「熊本地震の影響を受けた」とは、同地震により事業用資産に損壊等の直接被害が生じた事業者のほか、同地震の影響で売上減の間接被害が生じた事業者も含まれます。\*直接被害が生じた事業者については、優先的に採択します。
- ・「小規模事業者」とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社および個人事業主）」であり、「常時使用する従業員」の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く））に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下の事業者です。

（注2）商工会会員、非会員を問わず、応募可能です。

（注3）本補助金の支援対象は、熊本地震の影響を受けた小規模事業者の販路開拓の取り組み等であり、被災した事業用資産の単なる復旧・買換え費用に対する補助はありません。

（注4）補助上限額は、熊本県・大分県は200万円、他の県は100万円です。

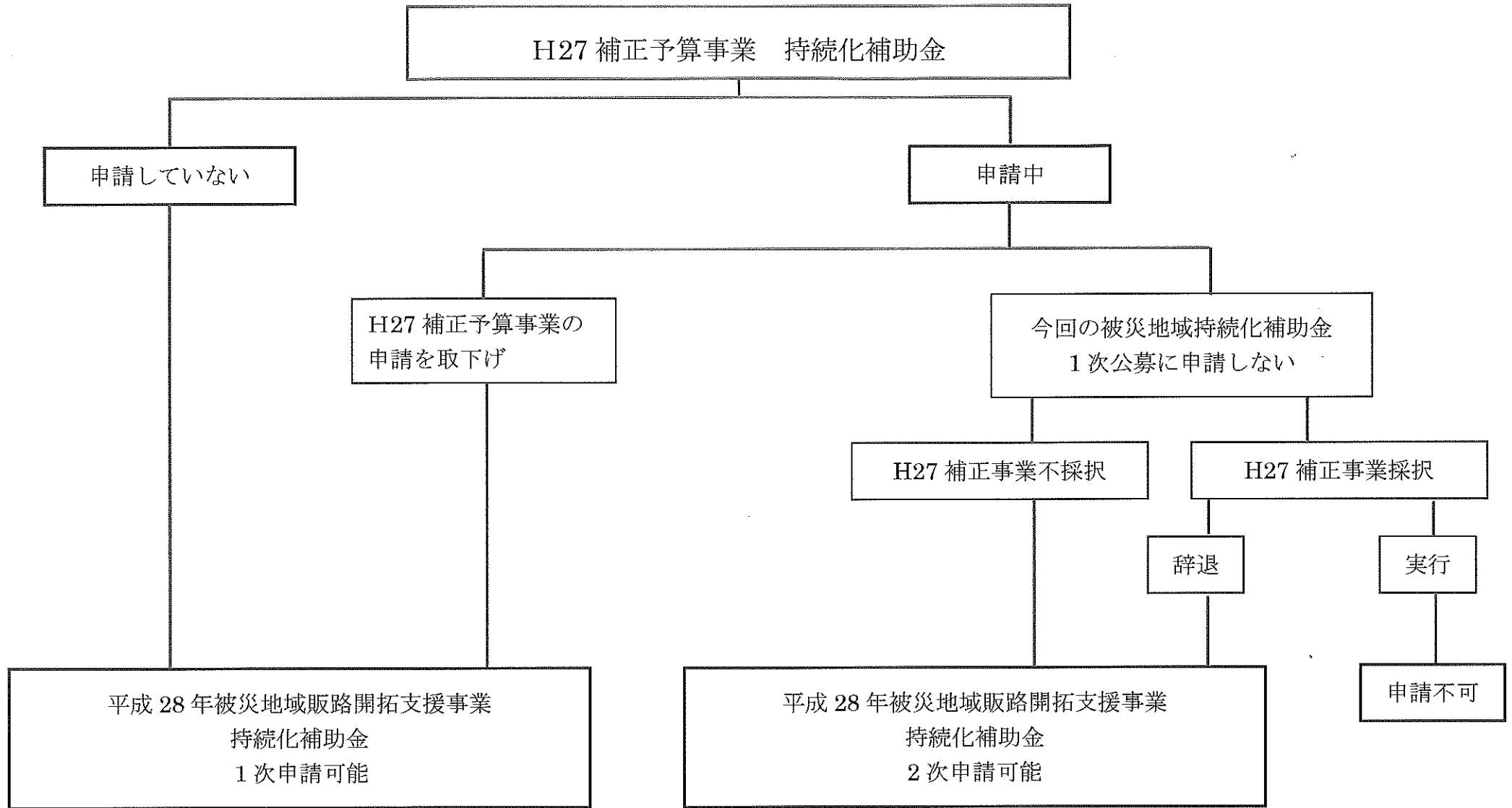
\*例えば熊本県の事業者の場合、補助対象経費300万円の支出に対し、その2/3の200万円を補助します（補助対象経費180万円の支出の場合は2/3の120万円が補助金額となります。また、補助対象経費450万円の支出の場合には2/3は300万円となりますが、補助する金額は、補助上限額である200万円となります）。

（注5）原則として、個社の取り組みが対象ですが、（注1）に該当する複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が200万円～1000万円または2000万円となります。

持続化補助金比較表

H27 補正 小規模事業者持続化補助金	予備費による被災地域販路開拓支援事業（持続化補助金）
<p>1. 概要・目的</p> <p>持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓等の取り組みや、地道な販路開拓等と併せて行う業務効率化の取り組みに対する費用の一部を補助する。</p>	<p>1. 概要・目的</p> <p><u>平成28年熊本地震に直接的・間接的被害により、熊本・大分両県及び九州全域において、顧客または販路の喪失に直面している小規模事業者の販路開拓に対する費用の一部を補助する（※災害復旧でない）</u></p>
<p>2. 補助対象者</p> <p>日本国内に所在する小規模事業者であること</p>	<p>2. 補助対象者</p> <p><u>熊本地震で直接的・間接的に被害のあった九州経済産業局管内の商工会地区で事業を営む小規模事業者（※沖縄県を除く）</u></p>
<p>3. 補助率・補助上限</p> <p>補助率 補助対象経費の2/3以内</p> <p>補助上限 50万円（雇用増・買い物弱者・海外展開に取り組むもの100万円）</p> <p>共同申請 10社500万円以内</p>	<p>3. 補助率・補助上限</p> <p>補助率 補助対象経費の2/3以内</p> <p>補助上限 <u>熊本県・大分県200万円、その他の県100万円</u> ※増額要件無し</p> <p>共同申請 10社2000万円以内</p>
<p>4. 補助対象経費 地道な販路開拓等に取り組むための事業経費の内以下のもの</p> <p>①機械装置等費（50万未満） ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費</p> <p>⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費 ⑧借料 ⑨専門家者金 ⑩専門家旅費</p> <p>⑪車両購入費（買い物弱者対策のみ） ⑫委託費 ⑬外注費</p>	<p>4. 補助対象経費</p> <p>左記と同様</p> <p><b>※①機械装置等費について、上限50万円を撤廃</b></p> <p><b>※⑪車両購入費（買い物弱者対策に限らない）※使用は「特定の業務」に限定</b></p>
<p>5. 加点項目</p> <p>従業員の処遇改善に取り組む事業者</p> <p>H25・H26 補正持続化補助金の補助金受給を受けていないもの</p>	<p>5. 加点項目等</p> <p>・同地震で直接被害を受けた事業者、間接被害を受けた事業者が含まれるが、直接被害を受けた事業者については加点する</p>
<p>6. スケジュール</p> <p>公募開始 2月26日（金）</p> <p>公募締切 5月13日（金） ※被災地域は一部締切</p> <p><u>延期分締切 6月15日（水）</u> ※被災地域のみ</p> <p>採択結果 7月上旬</p> <p>” 延期分 7月中旬</p>	<p>6. スケジュール</p> <p><u>公募開始 5月31日（火）</u></p> <p><u>1次締切 6月24日（金）</u></p> <p><u>2次締切 7月29日（金）</u></p> <p>1次採択 7月上旬</p> <p>2次採択 8月中</p> <p>・採択された場合は、<u>交付決定日から遡って5/31以降に発生した経費について補助対象とする。</u>※1次締切での採択者のみ</p>
<p>・すでに持続化補助金に申請している事業者について、<u>重複申請はできない</u></p> <p>・現在、持続化補助金に申請中の事業者で新たな持続化補助金に申請したい事業者は、平成27年度補正事業への応募は取下げることで、申請が可能</p>	

# 平成 27 補正予算持続化補助金との関係



■ 同一事業者が平成 27 年補正事業と今回の事業の両方で採択されることがないようにします

■ 既に平成 27 年度補正事業に申請している事業者が、今回の事業へ申請した場合、平成 27 年度補正事業では審査対象から除外し、今回の事業への申請についてのみ審査を行います